こんな消費トラブルに気を付けましょう⑫　　2022/11/25

不安につけ込む勧誘には冷静な判断が必要！

悪質業者は消費者が不安に思っている「健康」「金」「孤独」「家族」の4K につけ込んできます。

（相談事例1）
雑誌の広告を見て 8 千円の開運ブレスレットを購入したら、後日その業者から「名前を書いて送れば霊能者が運勢を見てくれる」と電話があった。試しに送ったところ「祈とうをしないと家族に災いが降りかかる」と言われ祈とう料80万円を支払った。
（相談事例2）
SNS で無料鑑定の占いの広告を見て、鑑定してもらったら、「健康」「人間関係」「金運」の3つの「徳」を授けると言われた。「徳」を受け取るためのやり取りが4カ月続き、メッセージの送信に必要なポイントの購入に100万円支払った。

＜アドバイス＞

1、きっかけは手頃な価格の開運グッズや無料の占いから！！

（高額な祈とうサービスなどの契約や有料サイトのメッセージのやり取りに誘導されます）

2、冷静な判断ができない状態で契約させられるので注意！！

（「良縁に恵まれる」「宝くじで高額当選する未来がみえる」など期待させたり、健康や家族について不安をあおられます）

3、途中でおかしいと思っても、引き留められます。

（「今やめるとこれまでのやり取りが無駄になる」など言われてしまいます）

4、開運グッズや祈とう、占いなどにお金を使ったからといって、運が開けたり、災難から逃れたり、お金が入ったりすることはありません。

5、不当な勧誘の契約は消費者契約法により取消しを主張できます！

（霊感商法など、不安につけ込んだ勧誘で合理的な判断をできなくさせたり、将来不確実なことを確実だと告げたりして行った勧誘は、不当な勧誘に該当します）

１つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン 188 へ電話！！